

5. 県シルバー労働者派遣会員の派遣会員就業規則

労働契約法第18条の規定により、滋賀県シルバー人材センター連合会との派遣労働契約が、繰り返し更新され通算5年を超えた派遣労働会員は期限の定めのない無期派遣労働に転換の申し込みが県にできる。……第12条（無期派遣労働者契約会員）新しく追加された規則！

【年次有給休暇】規則第18条に、派遣会員が、6か月間継続勤務し、出勤率8割以上の場合に6か月を経過した日から年次有給休暇を付与されます！！

(例) 労働時間が週所定労働時間が30時間未満の者、もしくは週所定労働日数が4日未満の者

ア 派遣就業に継続して6か月以上1年6か月未満の間就業した者

週間所定労働日数	4	3	2	1
年次有給休暇日数	7	5	3	1

イ 派遣就業に継続して1年6か月以上2年6か月未満の間就業した者

週間所定労働日数	4	3	2	1
年次有給休暇日数	8	6	4	2



ウ～キ 以下、省略

○ 年次有給休暇は、1日単位で与える。 有給休暇の申し込みは、事務所へ！！

6. 竜王町シルバー人材センター、会員拡大のお願い！！



会員拡大のお願い！！ 全国的なシルバー人材センターの動向として、個々シルバーの会員数は、減少傾向であります。全国シルバー人材センター事業協会として、全国会員100万人を目標に掲げ全国のシルバーが一丸となって推進をしています。

竜王町シルバー人材センターとして、町内に新規の会社、工場、倉庫がどんどん増えています。会員拡大、就業先開拓をシルバーとして推進していきたいと、平成31年2月3月をシルバー会員入会促進強化期間と位置づけ、会員の皆様に、「会員1人で1人紹介」活動として、「口コミ運動」をお願いしたいと思っています。

「口コミ運動」の実施に向けて、会員紹介カードを会員の皆様にお渡しいたしますので、ご紹介をいただける方にお渡しをして下さい。紹介カードを持った方が、シルバーに入会をいただきましたら、紹介をしていただいた方に粗品を進呈させていただきます。詳しくは、配布いたします資料を参考して下さい。

7. 2月・3月の行事予定。

- 2月 8日 (金) 第9回安全・適正就業パトロール 町内就業場所 13:30～
- 2月12日 (火) 業務職員調査研修会 連合会会議室 13:30～
- 2月13日 (水) 東おうみブロック職員研修会 日野町シルバー人材センター 10:00～
- 2月15日 (金) 第1回派遣会員キャリアアップ講習会 ワークプラザ2階研修室 10:00～
- 2月15日 (金) 竜王幼稚園ありがとうの会 竜王幼稚園遊戯室 10:00～
- 2月18日 (月) 第2回安全・適正就業推進会議 滋賀県危機管理センター 13:30～
- 2月20日 (水) 入会説明会 ワークプラザ2階研修室 13:30～
- 2月21日 (木) 高齢者の料理講習会 竜王町農村女性の家 10:00～
- 2月22日 (金) 第7回役員会(理事・監事) ワークプラザ2階研修室 13:30～
- 2月27日 (水) 会計職員調査研究会 13:30～
- 3月 4日 (月) 地域班班長会議 ワークプラザ2階研修室 13:30～
- 3月 5日 (火) 第2回派遣会員キャリアアップ講習会 ワークプラザ2階 13:30～
- 3月 6日 (水) 第10回安全・適正就業パトロール 町内就業場所 13:30～
- 3月15日 (金) 新役員選考委員会 ワークプラザ2階研修室 13:30～
- 3月16日 (土) 役場庁舎周辺除草・清掃ボランティア 庁舎周辺 8:30～
- 3月20日 (水) 入会説明会 ワークプラザ2階研修室 13:30～
- 3月26日 (火) 第8回役員会(理事・監事) ワークプラザ2階研修室 13:30～



竜王町シルバー人材センターのホームページにてセンターだよりがカラーにて見られます。

みんなで盛り立てよう
私たちのセンターを